

最高裁判決を受け生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書（案）

本年 6 月 27 日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、2013 年 8 月から 3 回に分けて国が実施した生活保護基準の引下げ（以下「本件引下げ」という。）は生存権保障を具体化した生活保護法に反するなどとして、大阪府内の生活保護利用者らが保護費減額決定の取消しなどを求めた訴訟の上告審で、本件引き下げの違法性を認め、当該処分を取り消す判決を言い渡しました。

本件引下げは、社会保障審議会生活保護基準部会での議論を経ずに、2008 年から 2011 年の「物価下落」率を厚生労働大臣独自の手法で算出した「デフレ調整」等を根拠として行われたものです。

本件判決は、厚生労働大臣の判断について裁量を逸脱・濫用するものであるとして、違法としました。

本件引き下げが行われてから 10 年以上が経過し、最大 53 名であった大阪の原告らのうち 13 名が既に亡くなっています。

さらに、急激な物価高騰も生活困窮者に追い打ちとなっています。

よって本市議会は、国に対し、本件判決を踏まえた生活保護の利用者及び元利用者への補償措置、並びに物価高騰に見合う基準引上げを直ちに実施するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2025 年 10 月　日
(日本共産党提出)